

## **第4章 推進体制等**

### **1 推進体制**

本基本指針に基づく人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、「新宮町人権・同和問題解決推進本部」を中心に、全庁体制で適切な進行管理に努めます。

### **2 関係団体等との連携**

行政機関、企業、民間団体等と連携し、本基本指針の推進を図ります。

### **3 基本指針の見直し**

今後の人権問題を取り巻く国や福岡県の動向、また、社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

